

うみ・やま・しま今治体験型観光プログラム創出事業費補助金 募集要領

1 目的

本市の島しょ部及び中山間地域（以下「支所地域」という。）ならではの**魅力ある体験型の観光資源の創出又は既存の体験型観光プログラムの磨き上げ**を支援し、市内への観光客の誘客及び観光客の市内滞在時間の拡大等を促進することで支所地域の活性化を図るもの。

2 体験型観光の定義

支所地域における歴史、文化、産業、自然等の地域資源の魅力を体感し、又は体験することができる**観光の形態**

3 応募資格

事業に取り組む個人又は法人若しくは団体。ただし、次の各号のいずれの要件にも該当するもの。

- (1) 市内に住所又は主たる事務所若しくは活動拠点を有すること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 市が構成員となっている団体等でないこと。
- (4) 今治市暴力団排除条例（平成 22 年今治市条例第 50 号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等でないこと。
- (5) 過去にうみ・やま・しま今治体験型観光プログラム創出事業費補助金の交付を受けていないこと。

4 補助対象事業

次に掲げる要件を全て満たす必要があります。

- (1) 支所地域内で実施する**新たな体験型観光プログラムの創出又は既存の体験型観光プログラムの磨き上げ**に係る事業であること。

【体感型観光プログラムの例】

ジャンル	体験の内容
アウトドア	カヌー、SUP、トレッキング、キャンプ、釣り など
ものづくり	陶芸、伝統工芸、手作り雑貨、アクセサリ など
生活、文化	伝統文化、料理教室、木工教室 など
観光・クルーズ	酒蔵めぐり、果実狩り など
スポーツ・リハビリテーション	サイクリング、ボルダリング、ヨガ、フィットネス など
自然・環境	野鳥観察、昆虫採集、環境教室、農作業体験 など
その他	SDGs体験、職業体験、VRなど次世代技術を駆使した体験 など

(注) 単なるレンタル事業は対象外です。(自転車、カヌー、テントなどの貸出)

※新たな体験型観光プログラムを創出する場合は、補助対象者が過去に観光客に有料で提供し

たことがない体験型観光プログラムであること。

※既存体験型観光プログラムの磨き上げを行う場合は、新たに地域資源を活用した魅力向上や充実化を図る取組であること。

(2) 補助事業完了日の属する年度の翌年度から起算して3年間以上継続して1年間に5日以上観光客に有料で提供する計画のある事業であること。

(3) 法令等に基づく許認可が必要な場合にあっては、当該体験型観光プログラムの開始までに当該許認可の取得が見込まれること。

(4) ただし、次のいずれかに該当する場合は補助の対象としない。

ア 国又は地方公共団体から同一目的の補助を受けているもの

イ 特定の宗教若しくは政党を支持し、又はこれらに反対するもの

ウ 公序良俗に反するもの

5 補助対象経費

区 分	補 助 対 象 経 費
旅費	補助対象者又は構成員、外部講師の研修やセミナーに関する交通費及び宿泊費
報償費	外部講師の招へい又は外部協力者に係る謝礼金
需用費	消耗品、原材料、燃料の購入経費
印刷費	チラシやパンフレットのデザイン及び印刷に係る経費
通信運搬費	郵便料、送料
広告宣伝費	新聞、雑誌等の広告に要する経費
使用料及び賃借料	機器・設備のリース及び賃借料、会議室の使用料
委託料	外部への業務の委託経費
備品購入費	機械、器具及び備品の購入経費。ただし、体験型観光プログラムの開発又は提供のために必要不可欠な備品とし、経常的な施設管理又は事務管理のための備品は対象外とする。
負担金	資格取得や知識技能修得のための研修、セミナーの参加費

備考 1 消費税及び地方消費税は、補助対象経費に含まない。

2 単に貸し出しをするためだけの備品購入費は補助対象経費に含まない。

(例) 観光客向けレンタサイクル等に係る自転車の購入費は補助対象になりません。ただし、専らツアーの催行や体験プログラムの提供のために必要なものと認められるものであれば、補助対象となる場合があります。

6 補助上限額・補助率

1 事業所あたり 50 万円まで (補助対象経費の 2/3)

※同一の補助対象者への補助金の交付は、1年度当たり1回を限度とする。

7 事業実績報告

補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は令和6年3月10日のいずれか早い日まで提出してください。

8 実施状況報告

補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して3年間、実施状況報告書を毎年度末までに提出する必要があります。

※「7 事業実績報告書」にて本年度プログラムを完成させるまでの事業内容を報告し、「8 実施状況報告書」で翌年度から完成したプログラムの実施状況等を報告していただきます。

9 応募の手続き

(1) 提出書類

- ・ 交付申請書（様式第1号）
- ・ 事業計画書（様式第2号）
- ・ 収支予算書（様式第3号）
- ・ 個人事業主にあつては、概要（別紙1）
- ・ 法人又は団体にあつては、組織の運営に関する規約、会則、定款その他これらに準ずる書類の写し
- ・ 誓約書（様式第4号）
- ・ 市税の完納証明書（任意団体で納税義務を有しない場合、代表者個人の証明書）

(2) 募集期間

令和5年9月1日（金） ～ 令和5年10月2日（月）

(3) 応募方法

募集期間内に提出書類を直接持参又は郵送にてご提出ください。（支所経由可）

(4) 応募先・問合せ先

【島しょ部】

今治市役所 地域振興部 しまなみ振興局 しまなみ振興課

〒794-2305 今治市伯方町叶浦甲 1668-30

TEL : 0897-72-8772（直通）

【陸地部】

今治市役所 地域振興部 地域政策局 地域振興課

〒794-8511 今治市別宮町1丁目4番地1

TEL : 0898-36-1514（直通）

10 事業の採択

本事業の採択件数は、予算の都合上、3件程度とする。

募集期間の終了後、審査会を設け、応募いただいた内容についてプレゼンテーション審査を行い採択の可否を決定する。

採択の可否については、全応募者に文書で通知する。

予算残があった場合は追加募集を行う。

※本補助金は審査があり、不採択となる場合があります。(審査後、不採択となった場合、書類の返送はいたしません。)

《審査において考慮される主な事項》

- ▼補助事業の趣旨等の理解度（当該補助事業の趣旨等を踏まえた事業内容となっているか）
- ▼地域の魅力向上（地域資源の有効な活用、地域の魅力向上につながるか）
- ▼工夫（新たな人の流れの創出につながるか。専門家や顧客の視点を踏まえた取組か）
- ▼事業の継続性（事業後も自主財源の確保やビジネスモデルの構築等により、事業の継続が見込まれるか）
- ▼実施体制等（ノウハウ、ネットワーク等を有しているか。期間内に取組を着実に遂行できる計画となっているか）
- ▼経費見積（経費の算出や予算の配分が適切か）

1 1 留意事項

- (1) 補助金の交付及び条件は、別に定める「うみ・やま・しま今治体験型観光プログラム創出事業費補助金交付要綱」に基づきます。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 応募に関する費用は、全て応募者の負担とします。
- (4) 補助金の交付決定日より前に契約、発注を行った事業は対象となりません。
- (5) 補助対象経費の支払方法は、現金決済または、銀行振込みで行ってください。(実績報告の際に領収書等の支払いを証明する書類が必要となりますので、大切に保管しておいてください)なお、カード決済については、原則、認められません。
- (6) 金融機関への振込手数料は補助対象となりません。支払時に振込手数料を受取人が負担している場合も対象となりません。
- (7) 補助対象経費とそれ以外の経費のいわゆる混合払いは、原則、行わないでください。
- (8) 公租公課（消費税及び地方消費税額等）は補助対象となりません。